

京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例（案）

京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第54号）の一部を次のように改正する。

前文中「旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町」を「峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町」に、「丹後ちりめん」に代表される」を「丹後ちりめんをはじめとする」に改める。

第13条中「ふさわしい」を「応じたかかわり方で」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市及び市民団体は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。

第15条第1項中「市議会議員は、」の次に「政治倫理の確立に努めるとともに」を加える。

第16条中「実現するため、」の次に「政治倫理を守り」を加える。

第30条中「子どもが健やかに育つ」を「子どもを学校や家庭のほか地域が支え、安心して子育てができる」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。